

化学物質適正管理促進のための届出制度(案)の概要

項目	届出事項	届出要件			届出時期
		対象業種	従業員規模のすそ切り	年間取扱量のすそ切り	
管理計画書	<p>事業所における化学物質取扱いに係る基礎的事項 事業所の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の名称、所在地</li> <li>従業員数(事業者全体及び当該事業所)</li> <li>業種(日本標準産業分類の中分類及び小分類)</li> </ul> <p>対象化学物質の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱う対象化学物質の種類</li> <li>取扱目的(用途)</li> <li>取扱場所 取扱場所を明示した事業所の平面図 対象化学物質を取扱う工程のフローシート</li> </ul> <p>化学物質の管理の方新及び体制等に関する事項</p> <p>目的 管理方針 管理組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理組織図</li> <li>管理責任者等の業務の概要 従業員への教育・訓練の実施方法 関係者への情報提供の方法</li> <li>住民への情報提供</li> <li>取引先への情報提供(MSDS等)</li> </ul> <p>管理の改善に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱量・排出量等の把握の方法</li> <li>管理の改善に関する目標 目標達成期間 目標達成のための実施計画 実施計画の進捗状況の把握方法</li> <li>検証・評価の方法</li> <li>検証・評価の体制と手順</li> <li>評価結果に基づく見直しの体制と手順</li> </ul>	<p>化管法によるPRTTR制度の対象業種</p> <p>-----製造業等23業種</p>	<p>従業員数が50人以上の事業所 (経過措置)</p> <p>施行後2年間は、従業員数が300人以下の事業者が設置している事業所は適用猶予</p>	<p>化管法によるPRTTR制度のすそ切りと同じ</p> <p>-----対象化学物質の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質にあっては0.5トン以上)</p> <p>VOCの特例 VOCに該当する対象化学物質を合計した年間取扱量が1トン以上</p>	<p>施行後6月以内 変更後90日以内</p>

項目	届出事項	届出要件			届出時期
		対象業種	従業員規模のすそ切り	年間取扱量のすそ切り	
目標達成状況等報告書	<p>目標達成状況</p> <p>目標達成のために実施した対策の内容</p> <p>目標の達成状況</p> <p>検証・評価の結果等</p> <p>事業者による検証・評価の実施状況と結果</p> <p>評価結果に基づく見直しの内容</p>	<p>管理計画書を作成し提出した事業者</p> <p>ただし、管理計画書の提出後に事業規模の縮小等によって、上記の届出要件に該当しないこととなった事業所は除く。</p>			<p>原則として化管法によるPRTTRの届出又は府の取扱量等の届出制度による届出の際</p> <p>(毎年度、4月1日から6月30日まで)</p>
緊急事態対処計画書	<p>化学物質に係る事故発生に備えた基礎的事項</p> <p>対象化学物質の貯蔵状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貯蔵する化学物質の種類</li> <li>貯蔵施設の種類、数と貯蔵量(最大貯蔵量)</li> </ul> <p>取扱う化学物質ごとの危険性、有害性の評価結果</p> <p>貯蔵場所を明示した事業所の平面図</p> <p>配慮施設の位置を明示した事業所の付近見取図</p> <p>未然防止対策</p> <p>(例)・従業員への安全対策の周知及び訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工学的対策の実施</li> <li>飛散・流出防止対策の実施</li> <li>防災資機材の整備</li> <li>施設の定期的な保守点検</li> <li>作業規準の作成と順守徹底</li> </ul> <p>緊急事態発生時の対応マニュアル</p> <p>(例)・事業所内における指揮命令系統及び連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関(周辺の配慮施設を含む)への通報体制及び周辺住民への広報体制</li> <li>事業所内の対応体制</li> <li>応急措置及び汚染の拡大防止のための措置の実施方法</li> <li>周辺環境影響の把握方法と必要に応じ実施する浄化対策の実施方法</li> </ul>	<p>化管法によるPRTTR制度の対象業種</p> <p>-----製造業等23業種</p>	<p>従業員数が50人以上の事業所</p> <p>(経過措置)</p> <p>施行後2年間は、従業員数が300人以下の事業者が設置している事業所は適用猶予</p>	<p>化管法によるPRTTR制度のすそ切りと同じ</p> <p>-----対象化学物質の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質にあっては0.5トン以上)</p>	<p>施行後6月以内</p> <p>変更後90日以内</p>

項目	届出事項	届出要件			届出時期
		対象業種	従業員規模のすそ切り	年間取扱量のすそ切り	
事故時の報告	応急措置等に関する事項 事故の状況 ・ 事故の発生経緯 ・ 飛散・漏洩等に係る対象化学物質の種類 ・ 周辺環境への飛散・漏洩等の状況 ・ 被害状況 応急措置の実施状況 改善計画等に関する事項 事故の検証結果等 ・ 事故の発生原因 ・ 事故の検証結果 ・ 環境中に排出した対象化学物質の種類及び量 ・ 周辺環境の汚染状況 周辺環境を汚染した場合は浄化対策の実施計画 事故の再発防止のための改善計画	対象化学物質の著しい飛散・漏洩等が発生した場合 ただし、化学物質の輸送過程の事故を除く。			応急措置等に関する事項の報告 事故発生後速やかに 改善計画等に関する事項の報告 原因究明等の進捗状況に応じて
		全ての業種	全ての事業所	全ての事業所	
取扱量等の届出	製造量、使用量その他の取扱量 「製造量」「使用量」「製造量・使用量以外の取扱量」 に分けて把握し届出 排出量及び移動量 排出量については、「大気への排出量」「公共用水域への排出量」「当該事業所における土壌への排出量」「当該事業所における埋立処分量」に区分して把握し届出 移動量については、「下水道への移動量」「廃棄物として当該事業所の外へ移動する量」に区分して把握し届出 VOCの特例 個々の対象化学物質(届出要件に該当するものに限る)ごとの排出量等のほか、揮発性有機化合物総量についても把握し届出 化管法による届出への特例 化管法に基づいて排出量等を把握し届出する場合は、府の届出制度は適用除外	化管法によるPRTTR制度の対象業種 -----製造業等23業種 燃料小売業の特例 「届出要件に該当しなくなった旨の報告」のみ届出	化管法によるPRTTR制度のすそ切りと同じ -----従業員数が21人以上の事業者が設置している事業所	化管法によるPRTTR制度のすそ切りと同じ -----対象化学物質の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質にあつては0.5トン以上) VOCの特例 VOCに該当する対象化学物質を合計した年間取扱量が1トン以上	毎年度、4月1日から6月30日までの間に、前年度の排出量等を届出

項目	届出事項	届出要件			届出時期
		対象業種	従業員規模のすそ切り	年間取扱量のすそ切り	
	排出量・移動量の増減等の理由 排出量・移動量が前年から大きく増減している場合はその理由 排出量・移動量の届出をする対象化学物質の種類が前年度から変化している場合はその理由 届出要件に該当しなくなった旨の報告 取扱量の減少等によって化管法及び府の届出制度で定める届出要件に該当しなくなった場合は、その旨を報告 その他の届出事項 化学物質の取扱目的（用途） 事業者全体の従業員数				